

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を五十人増加し、二千三十五人に、判事補の員数を二十三人減少し、九百七十七人に、それぞれ改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十五人減少し、二万千八百八十三人に改める。
- 三 この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。